

文科省、今国会に法案2本提出へ 多子世帯の高等教育費無償化と教職調整額引上げ

阿部俊子文科科学大臣は2月7日の閣議後会見で、第217回通常国会に提出する法案2本を閣議決定したと発表した。

今国会に提出される予定の法案は、「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案」と「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」の2本。

大学修学支援法の改正では、高等教育費により理想の子供数を持ってない状況を払拭するため、「こども未来戦略」(2023年12月閣議決定)に基づき、25年度から、多子世帯の学生等について所得制限なく、一定の額まで大学等の授業料・入学金を無償とする。高等教育費の負担は多くの子育て世帯にとって重い課題だ。日本学生支援機構(JASSO)の学生生活調査によると、奨学金を受給している大学生の割合は5割を超えている。また、理想の子供数が「3人以上」とする世帯の場合、理想の数をあきらめる理由として、「子育て・教育費」を挙げる割合が顕著となっている。

文科省は、2020年4月より「高等教育の修学支援新制度」を始めた。意欲ある子供らの進学を支援するため、授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金の支給を行ってきた。

2024年度から支援を拡充。多子世帯

減免上限額(年額)

授業料等減免 上限額	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高専4・5年	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

(扶養する子供が3人以上いる世帯)や私立の理工農系の学部等に通う学生等の中間層への支援を拡大した。2025年度からは多子世帯の学生等について、従来の「年収600万円以下」という所得制限をなくし、大学等の授業料・入学金を無償とする。文科省の推計によると、25年度から新たに41万人が支援対象となる。

学業要件見直しも

出席率6割以下で支援打ち切り

一方、高等教育の修学支援新制度では、大学等への進学後、学生の十分な学修状況を見極める観点から、学修意欲とともに、学修成果についても一定の要件(学業要件)を設けている。この学業要件について、2025年度から新たな学業要件が適用される。

出席率について、これまで「5割以下」で廃止(支援打ち切り)だったのを、25年度からは「6割以下」で学修意欲が著しく低い状況だと見なし、支援を打ち切る。修得単位数については標準単位数の「6割以下」で支援打ち切りとした。なお、2024年度以前から在学している学生もこの要件が適用される。



また、給付法の改正案では、学校教育の質の向上に向け、教師に優れた人材を確保するため、教職調整額の引き上げや学校における働き方改革の推進など、教師を取り巻く環境整備を行う。公立学校の教員には、残業代を支払わない代わりに「教職調整額」(基本給の4%)が上乘せされて給与が支払われている。教職調整額について、文科省は2026年から毎年1%ずつ引き上げて、2031年に10%としたい考えだ。

そのほか、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定および公表の義務付け、「主務教諭」の新設などを盛り込んでいる。

会見で、阿部文科大臣は「文科省から提出する2本の法律案に関する野党の賛否は現時点で不明だが、高等教育費の負担軽減、またこれを推進するという方向性、また学校における働き方改革、教師の処遇改善を行う必要性については各党ともご賛同いただいているものと考えている。しっかりと説明をさせて



阿部文科大臣
「文科省から提出する2本の法律案に関する野党の賛否は現時点で不明だが、高等教育費の負担軽減、またこれを推進するという方向性、また学校における働き方改革、教師の処遇改善を行う必要性については各党ともご賛同いただいているものと考えている。しっかりと説明をさせていただき、法律案の成立に向け理解いただけるよう、全力を尽くす」と語った。